岐阜県医師会主治医研修会

障害福祉制度の概要について

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課

1．障害福祉制度の概要について

障害者総合支援法とは

- 正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- 障害福祉サービス等の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。
- 従来の障害者自立支援法に代わり、平成２５年度から施行。

事業体系のしくみ

サービスは、個々の障害のある方の障害支援区分や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況等)をふまえ個別に支給決定が行われる介護給付、訓練等給付等の｢自立支援給付｣と市町村事業によって柔軟に実施される意思疎通支援、地域活動支援センター等の｢地域生活支援事業｣に大別され、構成される。

【総合支援法における給付・事業】

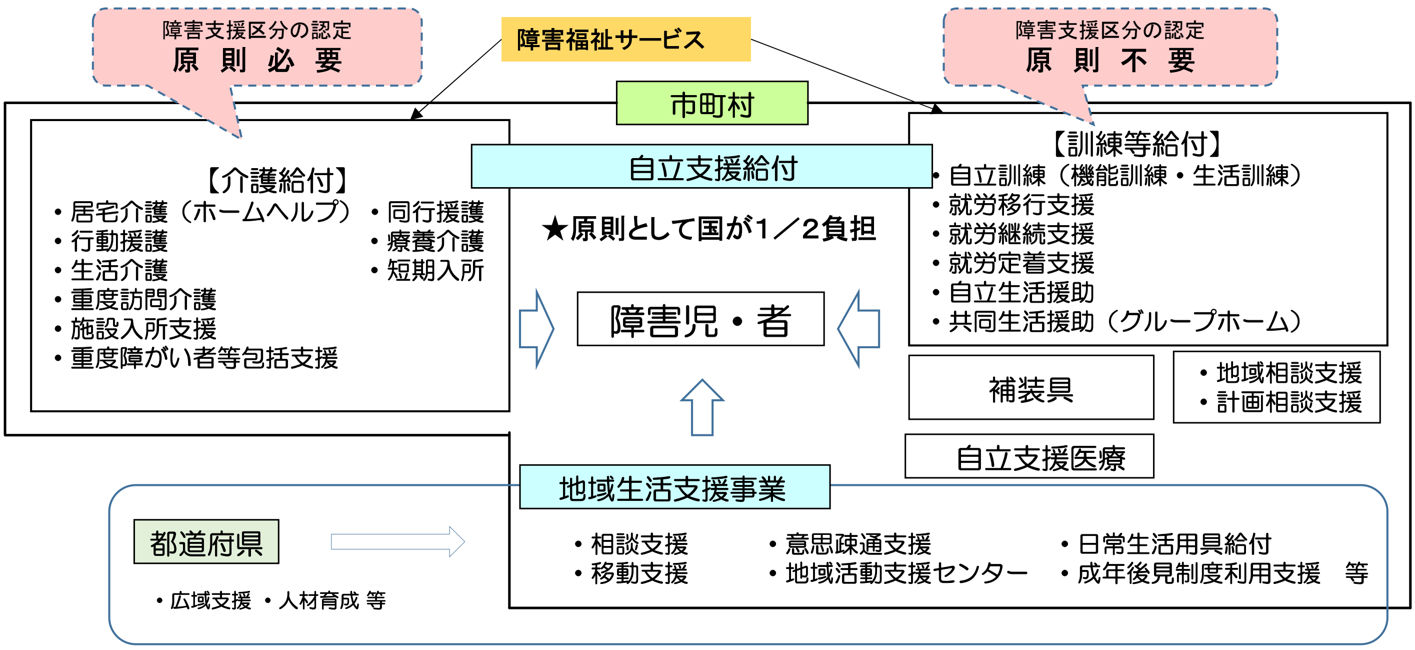

2. 障害福祉サービスについて

障害福祉サービス等の体系①（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容			利用者数
訪問系	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	1, 875
訪問系	介護給付	重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	71
訪問系	介護給付	同行援護	者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	214
訪問系	介護給付	行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	128
訪問系	介護給付	重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	0
日中活動系	介護給付	短期入所（ショートステイ）	者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	908
日中活動系	介護給付	療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	213
日中活動系	介護給付	生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	4,968
施設系	介護給付	施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	2,220
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力･生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う	0
居住支援系	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	2, 222
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	6
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	183
訓練系・就労系	訓練等給付	就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	318
訓練系・就労系	訓練等給付	就労継続支援（A型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	2, 759
訓練系・就労系	訓練等給付	就労継続支援（B型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	5, 149
訓練系・就労系	訓練等給付	就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	141

（注）1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。　2. 利用者数は令和6年4月サービス提供分の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系②（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容		利用者数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	3，129
障害児通所系	障害児支援に係る給付	放課後等デイサービス 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	5，880
障害児訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型発達支援 児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	2
障害児訪問系	障害児支援に係る給付	保育所等訪問支援 児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	183
障害児入所系	障害児支援に係る給付	福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	6
障害児入所系	障害児支援に係る給付	医療型障害児入所施設 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	13
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	4，342
相談支援系	相談支援に係る給付	障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	2，634
相談支援系	相談支援に係る給付	地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	1
相談支援系	相談支援に係る給付	地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	5

※　障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）　※　相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。　2. 利用者数は令和6年4月サービス提供分の国保連データ。

就労選択支援の創設

概　要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条　（略）

13　この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

現状・課題

○　就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋げられていない。

○　一旦、就労継続支援Ａ型・Ｂ型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。

○　本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

岐阜県内における
障害福祉サービス等（※）の利用者数

圏域＼年月	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4
岐阜県全体	12,977	13,344	14,123	14,635	15,227	15,840	16,339
岐阜圏域	5,073	5,292	5,675	5,916	6,202	6,519	6,832
西濃圏域	2,219	2,265	2,415	2,510	2,617	2,746	2,846
中濃圏域	2,340	2,366	2,478	2,594	2,677	2,778	2,815
東濃圏域	2,148	2,217	2,293	2,354	2,458	2,516	2,548
飛騨圏域	1,197	1,204	1,262	1,261	1,273	1,281	1,298

（国保連審査データより作成）

※障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援

障害福祉サービスの申請から利用までの流れ（概要）

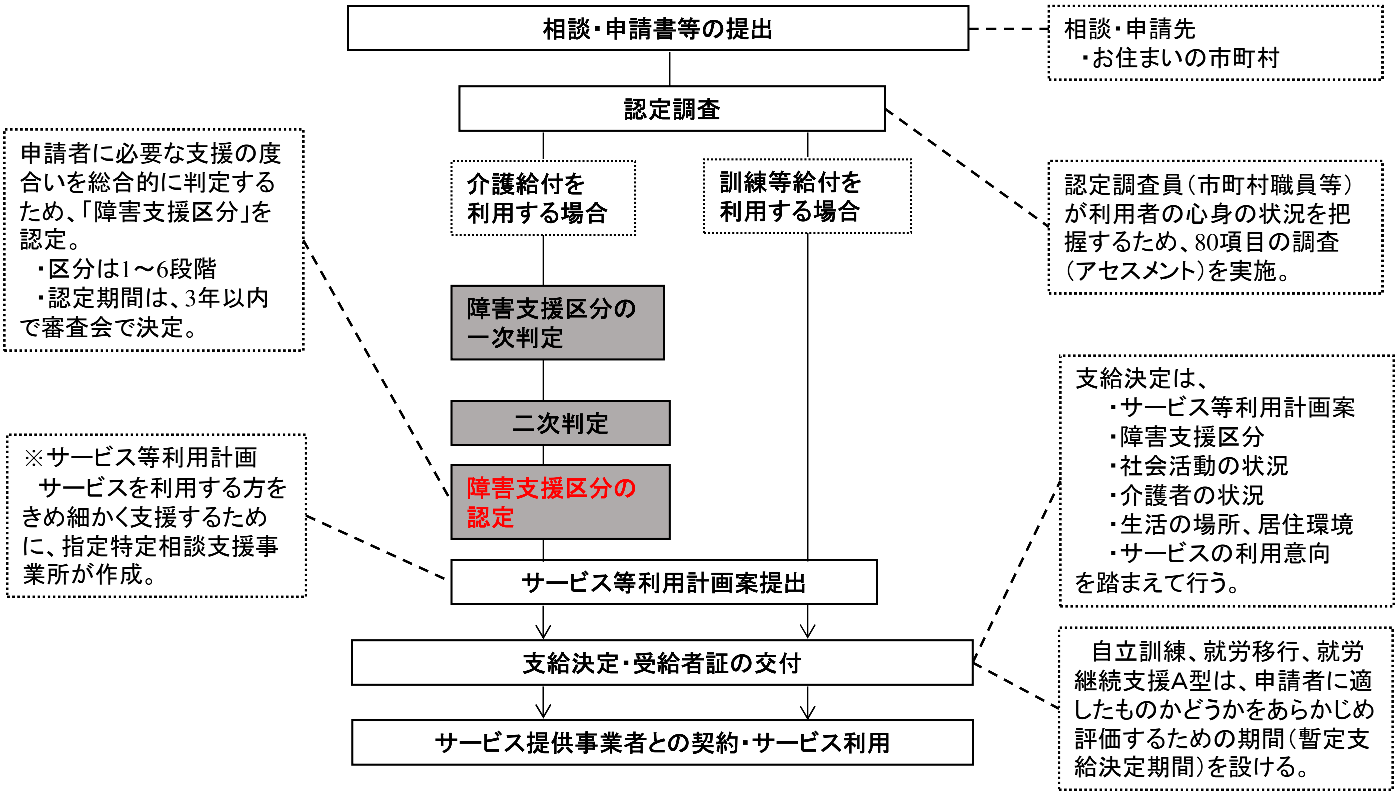

障害支援区分の概要及び認定について

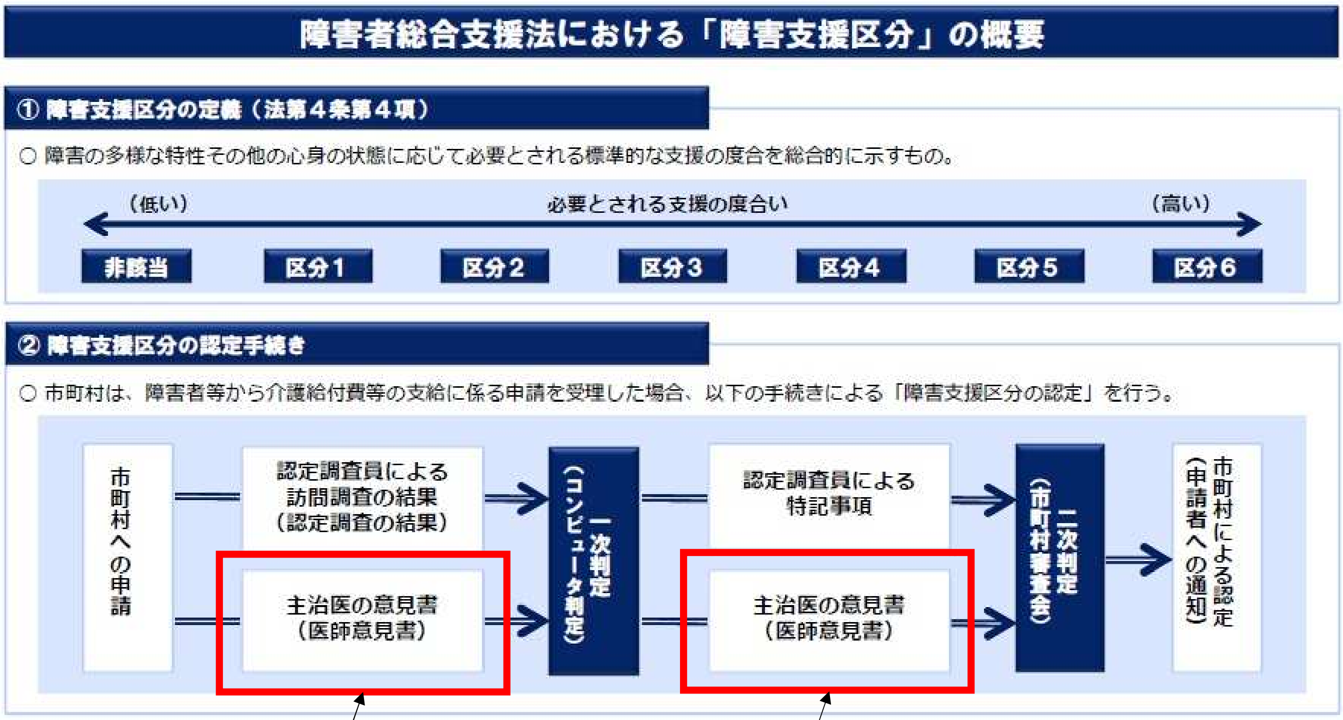

【医師意見書】
申請に係る障害者の主治医等に対し、当該障害者の疾病、身体の障害内容、精神の状況など、医学的知見から意見を求める。

障害支援区分と利用できるサービスについて（一部）

必要な支援の度合い 低

	居宅介護 自宅へ訪問して食事介助や家事援助	**生活介護** 主として昼間、施設で常時介護が必要な方への介護や援助	**施設入所支援** 常時介護が必要な方の施設への入所	**重度訪問介護** 肢体不自由者等の常時介護が必要な方への居宅での介護や移動中の介護
非該当				
区分1				
区分2		※1		
区分3			※2	
区分4				
区分5				
区分6				

必要な支援の度合い 高

※1　年齢が50歳以上の場合は、区分2以上である者は利用できる

※2　年齢が50歳以上の場合は、区分3以上である者は利用できる

サービスを利用するには、障害支援区分以外の要件もあります。

障害福祉サービスの給付制度のイメージ

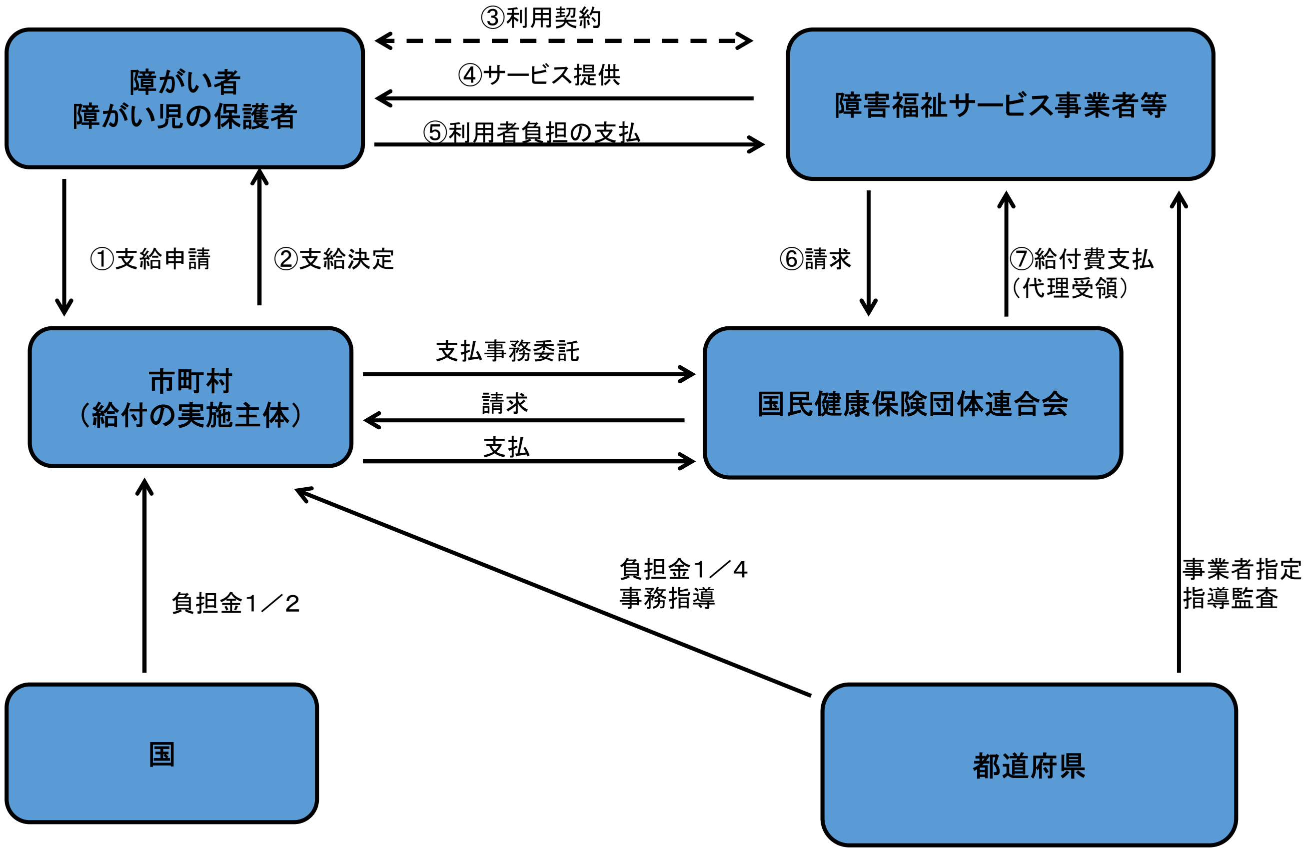

障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

　介護保険の被保険者である障害者が障害福祉サービスの利用を希望する場合、まず、介護保険サービスにおいて同等のサービスを受けることが可能かどうかを検討することになる。（←他法令との給付調整：総合支援法第７条）

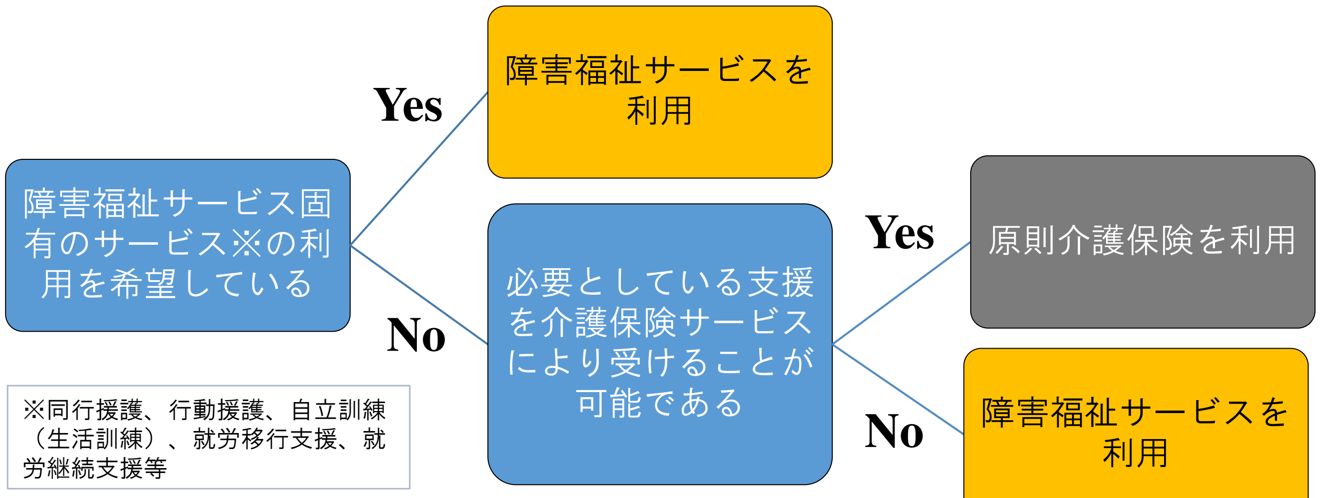

ただし

原則介護保険を利用する必要がある場合であっても、介護保険のサービスが受けられない特別な事情がある場合は、障害福祉サービスを利用可能。

ご静聴ありがとうございました